

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 7 号

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 3 年四日市市
規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成の申請)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 受給資格者が、<u>条例第 6 条の規定によ</u> <u>り医療担当者等に受給資格証又は個人</u> <u>番号カード</u>を提示し、医療担当者等が福 祉医療費領収証明書（第 6 号様式）又は 領収証明一覧表（第 7 号様式）を市長に 提出したときは、前項の申請が受給資格 者からあったものとみなす。</p>	<p>(助成の申請)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 受給資格者が、<u>条例第 6 条に規定する</u> 医療担当者等に受給資格証を提示し、医 療担当者等が福祉医療費領収証明書（第 6 号様式）又は領収証明一覧表（第 7 号 様式）を市長に提出したときは、前項の 申請が受給資格者からあったものとみ なす。</p> <p>3 <u>受給資格者が市長に母子保健法施行</u> <u>規則（昭和 4 0 年厚生省令第 5 5 号）第</u> <u>9 条第 1 項に規定する養育医療の申請</u> <u>をした場合において、市長が当該養育医</u> <u>療に係る医療費の自己負担額を確認し</u> <u>たときは、第 1 項の申請が受給資格者か</u> <u>らあったものとみなす。</u></p> <p>(助成金の支払手続の特例)</p> <p><u>第 1 0 条の 2 市長は、第 9 条第 3 項に規</u></p>

定する場合において、受給資格者が四日
市市に助成すべき額の受領を委任した
ときは、当該委任に基づき支払手続を行
うことができる。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

（表面）

一人親家庭等医療費受給資格証			
受給者証番号			
受給資格者	住所		
	氏名		
生年月日	年	月	日
加入医療保険	被保険者氏名 (世帯主・組合員)		
	記号・番号		
	保険者の名称		
有効期限	年	月	日から 日まで
年 月 日 四日市市長			

（裏面）

注 意 事 項	
1	この証は、四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例により助成を受けることができる証ですから大切に保持してください。
2	県内の医療機関等で診療等を受けるときは、必ずマイナンバーカードまたは資格確認書とともに医療機関等の窓口へ提示してください。ただし、マイナンバーカードで医療機関等が受給資格を確認できる場合は、この証の提示は不要です。
3	県外の医療機関等で診療等を受けたときは、領収書及びこの証を持参のうえ、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から2年以内に助成の申請をしてください。
4	住所、加入している医療保険等に変更があったときは、市役所に届け出てください。
5	この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
6	転出、死亡等により受給資格を失ったとき又は有効期限を経過したときは、この証を返還してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式は、改正後の四日市市一人親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当面の間、使用することができる。

(こども未来部こども手当・医療給付課)